

結 果 の 概 要

この結果は、令和元年10月1日現在で活動中の施設・事業所について集計したものである。

1 施設の状況

(1) 施設数

施設の種類の別に見ると、「保育所等」は28,737施設で前年に比べ786施設、2.8%増加している。また、「有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）」は15,134施設で前年に比べ680施設、4.7%増加している。（表1、総括表）

表1 施設の種類の別に見た施設数

	令和元年 (2019)	平成30年 (2018)	各年10月1日現在	
			対前年	
			増減数	増減率(%)
総数	78 724	77 040	1 684	2.2
保護施設	288	286	2	0.7
老人福祉施設	5 262	5 251	11	0.2
障害者支援施設等	5 636	5 619	17	0.3
身体障害者社会参加支援施設	315	317	△ 2	△ 0.6
婦人保護施設	46	46	-	-
児童福祉施設等	44 616	43 203	1 413	3.3
（再掲）保育所等 ¹⁾	28 737	27 951	786	2.8
母子・父子福祉施設	60	56	4	7.1
その他の社会福祉施設等	22 501	22 262	239	1.1
（再掲）有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	15 134	14 454	680	4.7

注：詳細は9ページ 総括表参照

1) 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所である。

(2) 定員・在所要者数・在所要率

施設の種類の別に見ると、「保育所等」は2,787,946人、「有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）」は576,116人となっている。

また、施設の種類の別に見ると、「保育所等」は2,586,393人、「有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）」は496,771人となっている。（表2、総括表）

表2 施設の種類の別に見た定員・在所要者数・在所要率

	令和元年10月1日現在		
	定員(人) ¹⁾	在所要者数(人)	在所要率(%) ²⁾
総数	3 925 712	3 580 886	92.2
保護施設	19 135	18 591	97.2
老人福祉施設	158 338	145 047	91.7
障害者支援施設等 ³⁾	189 939	154 831	93.1
婦人保護施設	1 215	299	28.7
児童福祉施設等 ⁵⁾	2 980 969	2 765 348	93.1
（再掲）保育所等 ⁴⁾	2 787 946	2 586 393	93.1
有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	576 116	496 771	87.2

注：詳細は9ページ 総括表参照

- 1) 定員及び在所要者数は、それぞれ定員又は在所要者数について調査を実施した施設のみ、集計している。
- 2) 在所要率(%) = 在所要者数 ÷ 定員 × 100により算出している。ただし、定員不詳、在所要者数不詳の施設及び在所要者数について調査を行っていない施設を除いて計算している。
- 3) 障害者支援施設等のうち障害者支援施設の定員は入所要者分のみであり、在所要者数は入所要者数と通所要者数の合計である。在所要率は在所要者数のうち通所要者数を除いて計算している。
- 4) 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所である。
- 5) 総数、児童福祉施設等の定員及び在所要者数には母子生活支援施設を含まない。

(3) 職種別常勤換算従事者数

常勤換算従事者の総数は1,166,919人となっている。これを施設の種別、職種別にみると、保育所等の「保育士」は380,094人、「保育教諭」は101,292人（うち保育士資格保有者は93,322人）となっている。また、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）の「介護職員」は124,105人、障害者支援施設等の「生活指導・支援員等」は63,154人となっている。（表3）

表3 施設の種別別にみた職種別常勤換算従事者数

	令和元年10月1日現在									
	総数	1) 保護施設	1) 老人福祉施設	障害者支援施設等	婦人保護施設	1) 児童福祉施設 (保育所等・地域型保育事業所を除く)	2) 保育所等	2) 地域型保育事業所	母子・父子福祉施設	有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)
総数	1 166 919	6 372	38 841	109 524	343	88 370	665 726	52 797	236	204 712
施設長・園長・管理者	55 250	208	2 380	3 970	26	4 487	28 206	5 324	20	10 628
サービス管理責任者	4 111	…	…	4 111	…	…	…	…	…	…
生活指導・支援員等 3)	90 652	801	4 292	63 154	141	14 360	…	…	3	7 900
職業・作業指導員	3 756	112	130	2 583	8	530	…	…	2	391
セラピスト	6 896	6	141	1 030	7	3 761	…	…	—	1 953
理学療法士	2 397	2	46	517	—	1 087	…	…	—	744
作業療法士	1 599	3	25	342	—	867	…	…	—	362
その他の療法士	2 900	0	70	171	7	1 806	…	…	—	847
心理・職能判定員	71	…	…	71	…	…	…	…	…	…
医師・歯科医師	3 426	33	132	316	4	1 445	1 242	156	0	98
保健師・助産師・看護師	53 221	430	2 486	5 432	23	11 889	12 117	672	—	20 172
精神保健福祉士	1 244	104	7	994	0	…	…	…	…	138
保育士	400 738	…	…	…	…	18 630	380 094	2 007	7	…
保育補助者	24 939	…	…	…	…	…	24 869	69	…	…
保育教諭 4)	101 292	…	…	…	…	…	101 292	—	…	…
うち保育士資格保有者	93 322	…	…	…	…	…	93 322	—	…	…
保育従事者 5)	31 120	…	…	…	…	…	…	31 120	…	…
うち保育士資格保有者	28 936	…	…	…	…	…	…	28 936	…	…
家庭的保育者 5)	1 474	…	…	…	…	…	…	1 474	…	…
うち保育士資格保有者	1 137	…	…	…	…	…	…	1 137	…	…
家庭的保育補助者 5)	774	…	…	…	…	…	…	774	…	…
居宅訪問型保育者 5)	56	…	…	…	…	…	…	56	…	…
うち保育士資格保有者	27	…	…	…	…	…	…	27	…	…
児童生活支援員	677	…	…	…	…	677	…	…	—	…
児童厚生員	11 079	…	…	…	…	11 079	…	…	—	…
母子支援員	688	…	…	…	…	688	…	…	—	…
介護職員	157 285	3 212	17 663	12 302	2	…	…	…	…	124 105
栄養士	32 707	193	2 073	2 467	16	1 529	23 113	1 652	—	1 664
調理員	84 416	564	4 728	4 926	43	3 949	52 638	3 734	3	13 832
事務員	39 853	447	2 737	5 191	38	3 990	16 929	1 043	94	9 383
児童発達支援管理責任者	1 202	…	…	…	…	1 202	…	…	—	…
その他の教諭 6)	4 440	…	…	…	…	…	4 440	…	…	…
その他の職員 7)	55 549	261	2 072	2 974	35	10 153	20 784	4 717	106	14 447

注：従事者数は詳細票により調査した職種についてのものであり、調査した職種以外は「…」とした。

- 1) 保護施設には医療保護施設、老人福祉施設には老人福祉センター（特A型、A型、B型）、児童福祉施設（保育所等・地域型保育事業所を除く）には助産施設、児童家庭支援センター及び児童遊園をそれぞれ含まない。
- 2) 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所、地域型保育事業所は小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、小規模保育事業所C型、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所及び事業所内保育事業所である。
- 3) 生活指導・支援員等には、生活指導員、生活相談員、生活支援員、児童指導員及び児童自立支援専門員を含むが、保護施設及び婦人保護施設は生活指導員のみである。
- 4) 保育教諭には主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭及び講師を含む。また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則にある保育教諭等の資格の特例のため、保育士資格を有さない者を含む。
- 5) 保育従事者、家庭的保育者、家庭的保育補助者及び居宅訪問型保育者は地域型保育事業所の従事者である。なお、保育士資格を有さない者を含む。
- 6) その他の教諭は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第14条に基づき採用されている、園長及び保育教諭（主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭及び講師を含む）以外の教諭である。
- 7) その他の職員には、幼保連携型認定こども園の教育・保育補助員及び養護職員（看護師等を除く）を含む。